

国指定仲の神島鳥獣保護区
仲の神島特別保護地区計画書
【指定】
(環境省案)

平成 30 年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

仲の神島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

沖縄県八重山郡竹富町所在仲の神島全域の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から 20 年間

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、沖縄県の西表島の南西およそ 15km に位置する無人島であり国内有数の海鳥の集団繁殖地として昭和 47 年に島全体が史跡名勝天然記念物として指定され、その学術的価値は高いとされている。

島は東西に約 1.5km、南北に約 0.3km、最高標高は 102m である。島の周囲は断崖で囲まれた険しい地形となっており、強風のため矮性化したガジュマル以外の樹木はなく、主にシバ類、ハマナタマメ等の匍匐性植物等が生育している。

このような自然環境を反映して、オオミズナギドリ、アナドリ、カツオドリ、クロアジサシ、マミジロアジサシ、セグロアジサシが集団で繁殖しており、特にセグロアジサシを初めとするアジサシ類の繁殖個体群は数千羽規模となっている。アナドリやカツオドリにとっても我が国では少ない繁殖地の 1 つとなっている。また環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧種ⅠA類のウミスズメや絶滅危惧ⅠB類のアカオネッタイチョウ、アカアシカツオドリが確認されているなど島全体が多様な海鳥にとって良好な繁殖・休息の場として利用されている。

このように当該区域は、オオミズナギドリやセグロアジサシを始めとする海鳥の集団繁殖地として特に重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに

狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域で繁殖する海鳥及びその生息地の保護を図るものである。

（３）管理方針

- 1) 島内への立ち入りは海鳥の集団繁殖に与える影響が大きいことから、釣人やダイバーの上陸等の海鳥の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するために、関係地方公共団体及び関係機関等と連携し、周知及び普及啓発活動に取り組む。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況及びネズミ等捕食者の影響の把握に努める。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（１）当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

沖縄県の西表島から南西 15km 離れた無人島に位置する。

イ 地形、地質等

仲の神島は最高標高 102m、周囲は断崖絶壁に囲まれる険しい地形となっている。島中に奇岩怪石が屹立している。地質は、第三紀砂岩とその風化した砂礫質で構成され、島の中央部には厚さ 1 m 内外の腐食土壌が発達している。

ウ 植物相の概要

植物の種類は非常に少ないが、木本ではガジュマルが島の中央部に見られ、潮風の影響で匍匐状に生育している。草本では、ハマナタマメ等の匍匐性植物やメヒシバ等のシバ類、ツルナ等が、その年の気候や、台風等の気象条件により優占度を変化させながら、腐食土壌、崩壊性砂礫地に生育している。

エ 動物相の概要

鳥類では、カツオドリやアジサシ類などの海鳥をはじめ、22 科 46 種の鳥類が確認されており、繁殖及び休息の場として当該区域を利用している。

哺乳類では、クマネズミが確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札 1 本

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 56 年 3 月 31 日（昭和 56 年 3 月 18 日環境庁告示第 32 号）

(2) 経緯

更新

平成 10 年 11 月 1 日（平成 10 年 10 月 30 日環境庁告示第 85 号）

別表1 国指定仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	18 ha	ha	18 ha	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	ha
└ 林 野	18 ha	ha	18 ha	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 水 面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	18 ha	ha	18 ha	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	ha
└ 国有林	18 ha	ha	18 ha	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	18 ha	ha	18 ha	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	ha
└ 制限林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 普通林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 都道府県有地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 市町村有地等	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
私有地等	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
公有水面	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
計	18 ha	ha	18 ha	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	18 ha	ha	18 ha	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	18 ha	ha	18 ha	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	18 ha	ha	18 ha	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ネットタイチョウ	ネットタイチョウ	<u>アカオネットタイチョウ</u>	EN	迷鳥
		<u>シラオネットタイチョウ</u>		迷鳥
ミズナギドリ	ミズナギドリ	○ オオミズナギドリ		夏鳥
		アカアシミズナギドリ		迷鳥
		○ アナドリ		夏鳥
	ウミツバメ	<u>ヒメクロウミツバメ</u>	VU	旅鳥
カツオドリ	ゲンカンドリ	オオゲンカンドリ		迷鳥
		コゲンカンドリ		迷鳥
	カツオドリ	アオツラカツオドリ		迷鳥
		<u>アカアシカツオドリ</u>	EN	夏鳥・迷鳥
		○ カツオドリ		夏鳥
	ウ	ウミウ		冬鳥
ペリカン	サギ	○ コサギ		冬鳥
		○ クロサギ		留鳥
アマツバメ	アマツバメ	○ ヒメアマツバメ		旅鳥・夏鳥
チドリ	シギ	○ アオアシシギ		旅鳥・冬鳥
		○ キアシシギ		旅鳥・冬鳥
		○ イソシギ		冬鳥
		アカエリヒレアシシギ		迷鳥
	カモメ	○ クロアジサシ		夏鳥
		<u>ズグロカモメ</u>	VU	冬鳥
		<u>オオアジサシ</u>	VU	迷鳥
		○ マミジロアジサシ		夏鳥
		○ セグロアジサシ		夏鳥
		<u>ベニアジサシ</u>	VU	夏鳥
		<u>エリグロアジサシ</u>	VU	夏鳥
	トウゾクカモメ	トウゾクカモメ		旅鳥
	ウミスズメ	ウミスズメ	CR	迷鳥
		<u>カンムリウミスズメ</u>	VU、天然記念物	迷鳥
タカ	タカ	<u>オジロワシ</u>	VU、国内希少、国際希少、天然記念物	迷鳥
		ツミ		留鳥・冬鳥
		<u>サシバ</u>	VU	冬鳥・旅鳥
	フクロウ	コノハズク		留鳥・旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ		留鳥
スズメ	モズ	モズ		冬鳥
		<u>アカモズ</u>	EN	冬鳥
	ツバメ	ツバメ		迷鳥
	ヒヨドリ	ヒヨドリ		留鳥・冬鳥
	ヒタキ	○ イソヒヨドリ		留鳥
		コサメビタキ		旅鳥
		マミジロキビタキ		迷鳥
	スズメ	スズメ		留鳥
	セキレイ	ツメナガセキレイ		冬鳥・旅鳥
		キセキレイ		冬鳥
		タヒバリ		冬鳥
ハト	ハト	カワラバト（ドバト）		留鳥・外来
合計	10目	22科	46種	

(注)

1. データは鳥獣保護区管理員報告書等に拠る。

2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条

第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

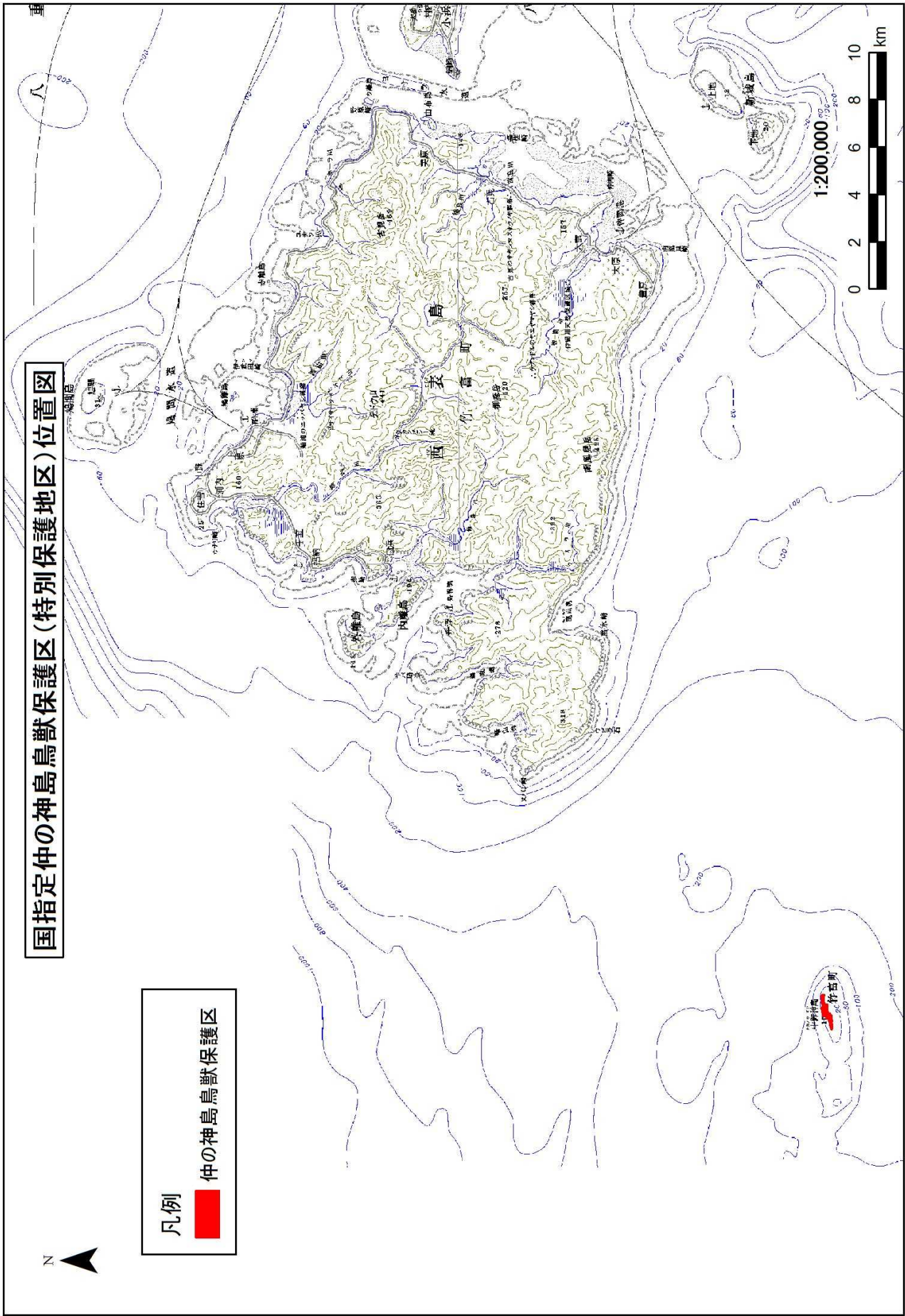
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

(別表3) 国指定仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区

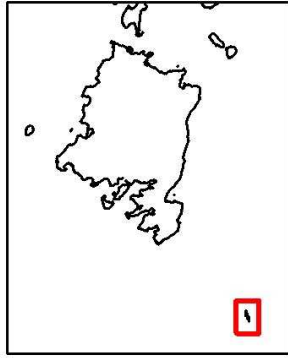
目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ネズミ	ネズミ	○ クマネズミ		外来
合計	1 目	1 科	1 種	

(注)

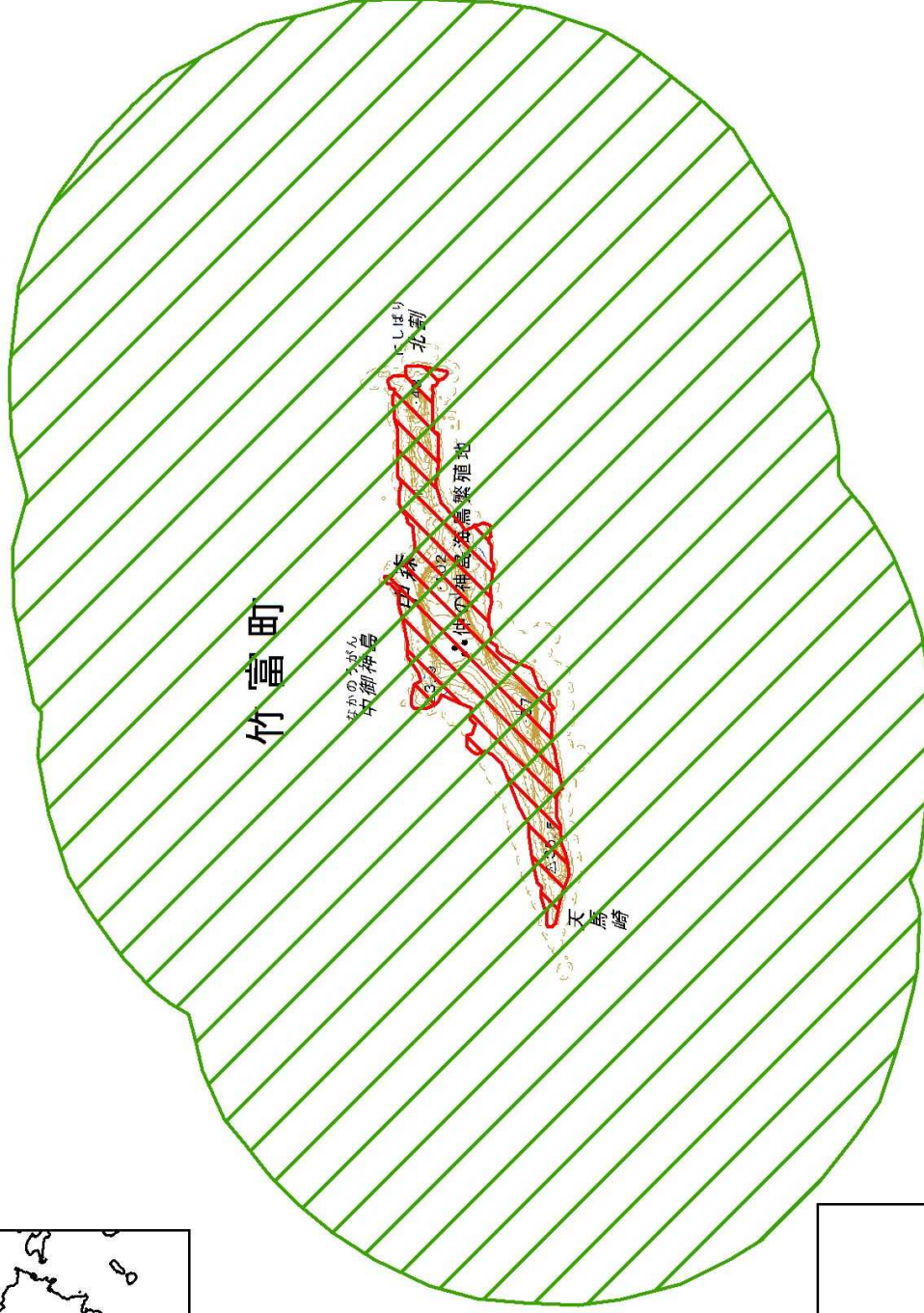
1. データは鳥獣保護区管理員報告書等に拠る。
2. 哺乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（環境省、2002年）を参考とした。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、外来鳥獣については、外来と記載する。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地形図、5万分1地形図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情模、第227号)



国指定仲の神島鳥獣保護区(特別保護地区)区域図

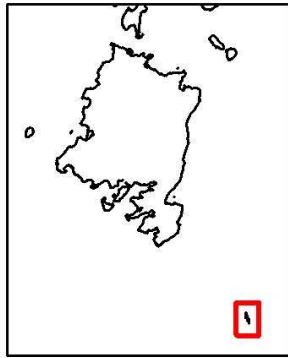


1:17,000

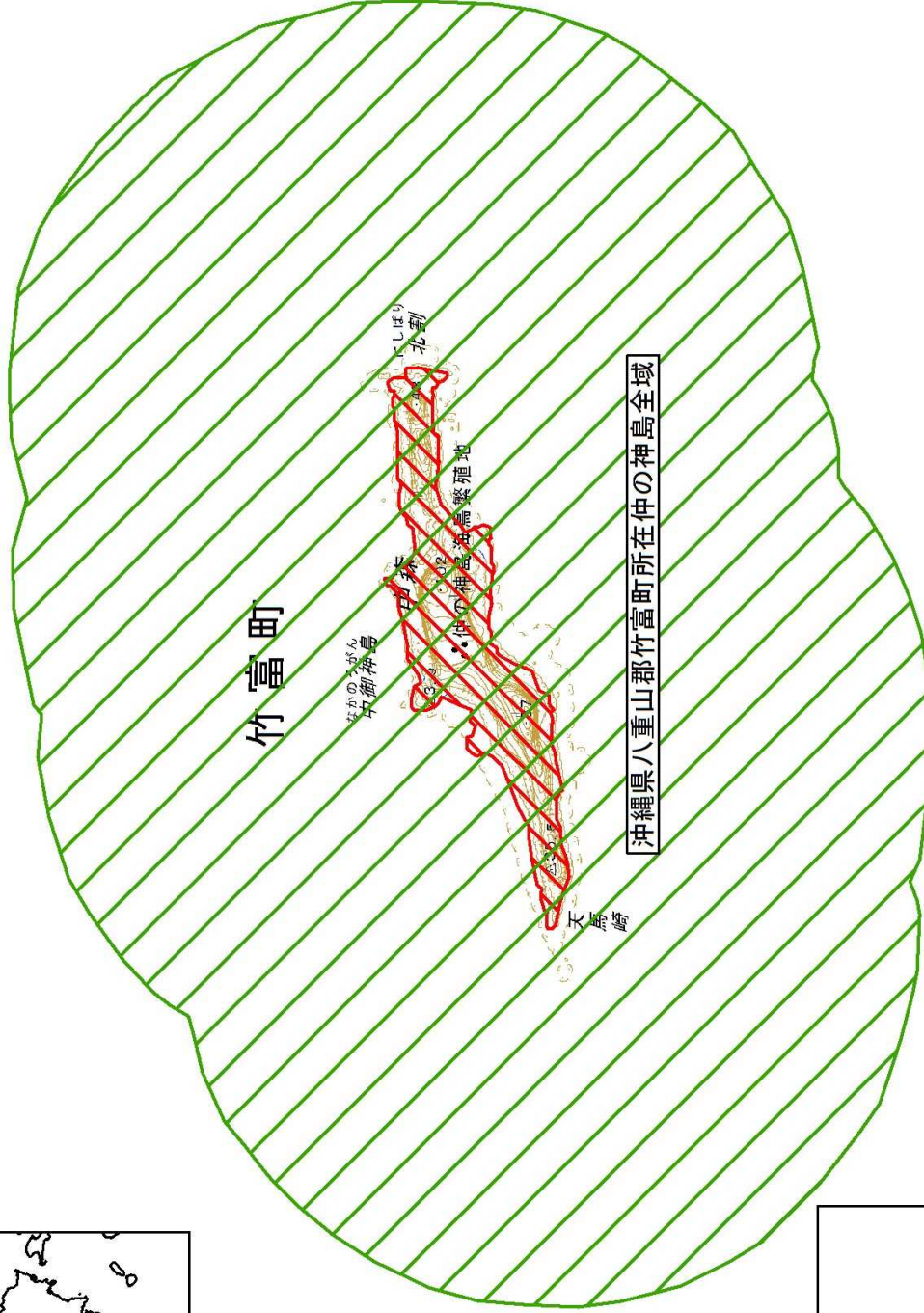


- 凡例
- 西表石垣国立公園
 - 公園区域
 - 国指定 仲の神島鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区
 - 特別保護地区

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1 地勢図、5万分1地勢図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情模、第227号)



国指定仲の神島鳥獣保護区(特別保護地区)区域説明図



1:17,000



- 凡例
- 西表石垣国立公園
 - 公園区域
 - 国指定 仲の神島鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区
 - 特別保護地区

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1 地勢図、5万分1地勢図、2万5千分1地形図、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情模、第227号)